

議案第33号

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（放課後児童室の定員）

第2条の2 放課後児童室の定員は、規則で定める。

第3条第3号中「母親クラブ」を「みらい子育てネット」に改める。

第5条第4項第2号中「土曜日」の次に「（毎月第2土曜日を除く。）」を加える。

第6条第4項第1号中「次号」を「第3号」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

第8条第2項中「放課後児童室を利用しようとする者が」を削り、同項第1号中

「感染性」を「放課後児童室を利用しようとする者が感染性」に改め、同項第2号中「第4条」を「放課後児童室を利用しようとする者が第4条」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 放課後児童室の定員を超過するとき。

第8条に次の1項を加える。

3 市長は、放課後児童室の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

第9条第4号を削り、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号中「前条第2項各号」を「前条第2項第1号又は第2号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 偽りその他不正な手段により、前条第1項の許可を受けたとき。

(3) この条例、この条例に基づく規則又は前条第1項の許可に係る条件に違反したとき。

別表第2つくば市立研究学園小学校放課後児童室の項中「つくば市研究学園二丁目26番地」を「つくば市研究学園二丁目13番地」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号及び別表第2つくば市立研究学園小学校放課後児童室の項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のつくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の規定による放課後児童室の利用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

放課後児童室の定員を規定し運営の適正化を図るため、この条例案を提出するも

のである。

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略）</p> <p><u>（放課後児童室の定員）</u></p> <p><u>第2条の2 放課後児童室の定員は、規則で定める。</u></p> <p>（児童館の事業）</p> <p>第3条 児童館においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>みらい子育てネット</u>、子供会その他の児童の健全な育成に関する活動を行う地域組織を育成し、及び支援する事業</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（休館日等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 放課後児童室の休室日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日 <u>（毎月第2土曜日を除く。）</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>（開館時間等）</p> <p>第6条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（児童館の事業）</p> <p>第3条 児童館においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>母親クラブ</u>、子供会その他の児童の健全な育成に関する活動を行う地域組織を育成し、及び支援する事業</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（休館日等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 放課後児童室の休室日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日 _____</p> <p>(3)（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>（開館時間等）</p> <p>第6条（略）</p>

(3) この条例、この条例に基づく規則又は前条第1項の許可に係る条件に違反したとき。

(4) 前条第2項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったとき。

(5) (略)

第10条—第26条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第2条関係)

名称	位置
(略)	(略)
つくば市立研究学園小学校放課後児童室	<u>つくば市研究学園二丁目13番地</u>
(略)	(略)

(2) 前条第2項各号_____のいずれかに該当することとなったとき。

(3) (略)

(4) 当該許可の申請に虚偽又は不正があったとき。

第10条—第26条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第2条関係)

名称	位置
(略)	(略)
つくば市立研究学園小学校放課後児童室	<u>つくば市研究学園二丁目26番地</u>
(略)	(略)